

滋賀県立看護師等養成所授業料資金

制度案内（令和6年度版）【令和6年度新規貸与者向け】

○ 滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与制度とは

滋賀県立看護師等養成所授業料資金（以下「授業料資金」という）は、滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱に基づき、滋賀県立総合保健専門学校・滋賀県立看護専門学校に在学する方で、卒業後に滋賀県内の医療機関等（P4参照）で看護師等として仕事をしたいと考えている方に、滋賀県が勉学を続けるのに必要な資金を貸す制度です。

この制度は滋賀県内の看護師等の充足を図ることを目的とした貸付であるため、返還免除の条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。

卒業後、県内の医療機関等に就業し、規定の期間以上継続して勤務する意思があるのか、よくお考えいただき申請をする前に十分検討してください。

なお、予算に限りがありますので、申請者数が予算枠数を超える場合には、希望者全員に貸与を行えないことがあります。

○ 貸与の条件

現在、滋賀県立総合保健専門学校または滋賀県立看護専門学校に在学し、卒業後、県内の医療機関等（P4参照）において看護師等として業務に従事する意思をもっていること。

※過去に本県が実施する看護職員修学資金や授業料資金等の貸与を受けたことがある方は、この資金の貸与を受けることはできません。

○ 貸与月額

22,050円/月※

※ただし、大学等における修学の支援に関する法律（高等教育の修学支援新制度）による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第Ⅰ区分（満額の支援）の者については、月額18,600円の貸与とする。

用語説明

養成施設	：	滋賀県立総合保健専門学校・滋賀県立看護専門学校
看護師等	：	保健師、助産師、看護師、歯科衛生士
貸与	：	お金を貸すこと。
返還	：	借りたお金を返すこと。
返還免除	：	借りたお金を返さなくてもよくなること。
従事・就業	：	看護師等として業務に従事すること。

滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療人材確保係

所在地 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-526-8188

Mail : kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp



メールはこちらから

○ 貸与期間

授業料資金は、1年単位で貸与を行います。今年度に貸与決定を受け、次年度も貸与を受けようとする際は、次年度に継続申請を行っていただく必要があります。

○ 貸与の時期および方法

授業料資金は、9月と1月にそれぞれ6ヶ月分をまとめて申請者本人名義の口座へ振り込みます。ただし、事情により支払月を変更することがあります。

○ 連帯保証人

連帯保証人とは債務者と連帯して債務を負う保証人のことで、債務者と同様の責任を負いますので、債務の全額の返済を求められることがあります。

授業料資金の貸与を受けるには連帯保証人が2名必要です。**連帯保証人になっていただく方には事前にこの制度についてよく理解していただいた上で貸与申請してください。(貸与申請書および借用証書には連帯保証人の自署、実印での押印および印鑑登録証明書の添付が必要となります。)**

〈連帯保証人の資格等〉

- ・一定の職業を有し、独立した生計を営む成年者
 - ※連帯保証人2名が住民票上の別住所であるなど生計を別にしていること。
 - ※ただしそのうち1名は申請者と同じ住所であってもよい。
 - ※上記のほか、独立した生計を営むことに等しいと認められる場合は連帯保証人2名が同一住所であってもよい。

○ 貸与契約の解除

貸与決定を受けた後でも次の場合には貸与契約を解除し、**授業料資金を全額返還**していただきます。

1. 退学したとき。
2. 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
3. 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
4. 貸与生としてふさわしくない非行のあったとき。
5. 授業料資金の貸与を受けることを辞退したとき。
6. 死亡したとき。
7. 虚偽その他不正の手段により授業料資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
8. その他授業料資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

○ 貸与の停止

貸与決定を受けた後でも、休学・停学した際は貸与が停止される場合があります。速やかに必要な手続きを行ってください。

また、退学した際は、授業料資金を全額返還していただきます。

○ 返還

授業料資金は貸付金ですので、貸与を受けた者は滋賀県に対し債務（借りたお金を返済する義務）を負うこととなります。そのため、**貸与が終了した後に必ず返還**しなければなりません。

返還方法は、一括返還のほか、分割して返還することができます。ただし、分割して返還する場合でも、貸与を受けた期間内に均等払いにより返還しなければなりません。

(例) 36ヶ月貸与を受けた場合=36ヶ月以内で返還する

県の指定する納入期限までに返還金を納付しなかった場合は延滞金(年率14.5%)が発生します。

○ 返還猶予

次の事由に該当し継続する期間、必要な手続きを行うことで返還の猶予を受けることができます。

1. 授業料資金の貸与契約が解除された後、引き続き養成施設に在学しているとき。
2. 養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに看護職員または歯科衛生士の免許を取得し、直ちに県内医療機関等において授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間業務に従事する見込みがあると認められるとき。
3. 育児休業もしくは産前産後休暇またはこれらに相当する休業を取得しているとき。
4. 養成施設を卒業した後、他種の養成施設または大学院の看護を専攻とする修士課程もしくは博士課程に在籍しているとき。
5. 県内の医療機関等を退職した後、求職の届出をして他の県内医療機関等に就業しようとするとき。
6. 上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないと知事が認めるとき。

○ 返還の免除

次の条件を全て満たせば、授業料資金の返還の免除を受けることができます。

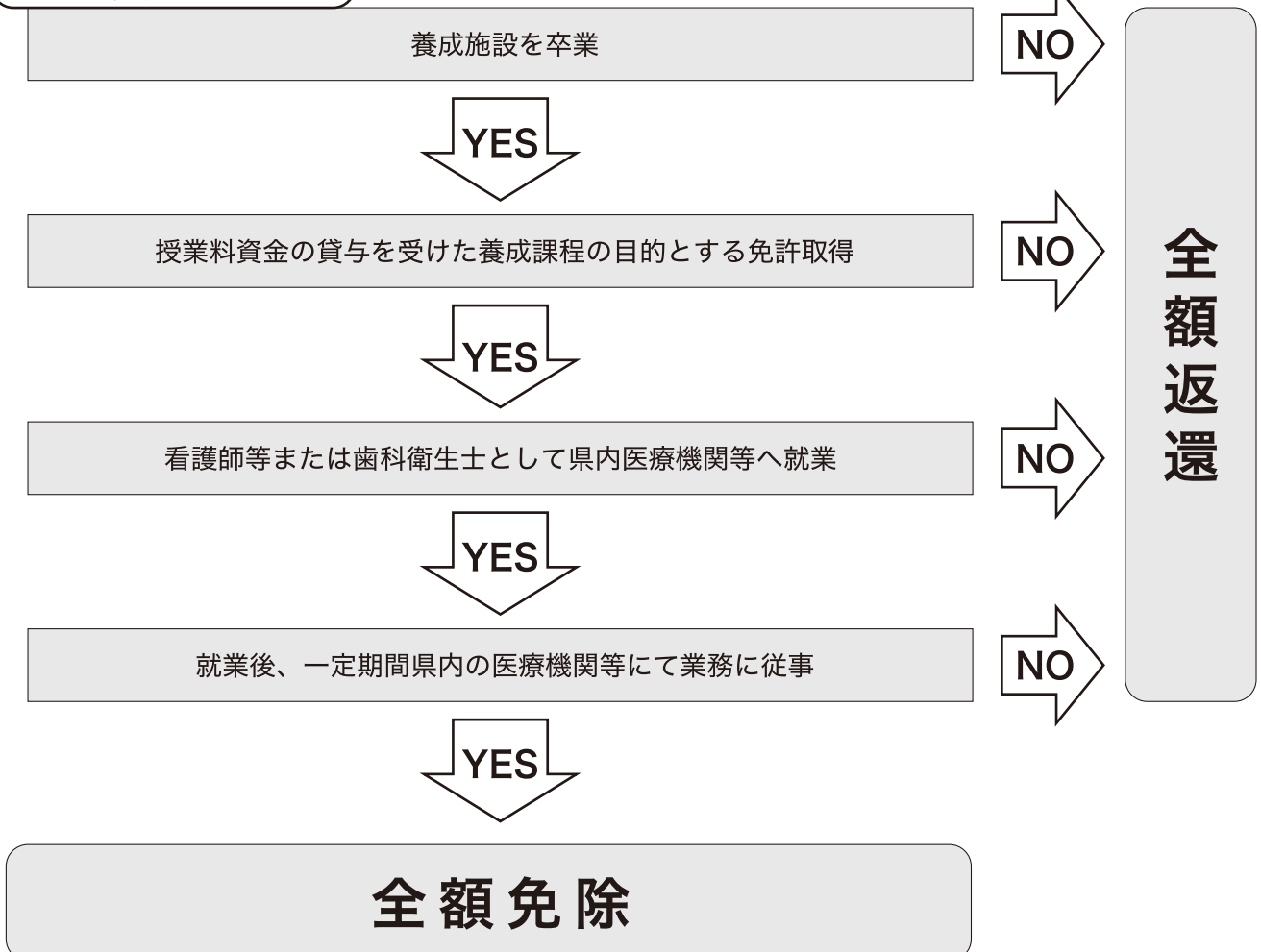
条件1

養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに、看護師等または歯科衛生士の免許を取得すること。

条件2

免許取得後、直ちに県内の医療機関等に就業し、引き続き授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間業務に従事すること。

返還・免除のイメージ



○ 県内の医療機関

県内の医療機関等とは、滋賀県内の下記の医療機関のことをいいます。

① 病院	④ 訪問看護事業所 および 介護予防訪問看護事業所	⑦ 老人ホーム
② 診療所 (歯科診療所含む。)	⑤ 介護老人保健施設	⑧ 福祉施設の一部など
③ 助産所	⑥ 自治体	⑨ 看護師等養成所などの 教員

注意事項

- 1 養護教諭として就業したときや医業類似行為(あんま、はり、きゅう、マッサージ)の施術所は、看護師等としての就業とは認められません。
- 2 同一の設置者(医療法人等)が複数の医療機関等を開設しており、人事異動・配置換えなどにより県外の施設に就業先が変更された際も、その時点で全額返還になります。

貸与申請手続きについて

(1) 貸与申請手続きの流れ

事前申請

しがネット受付サービスにて、事前申請を行ってください。

貸与申請

事前申請の内容確認後、県から貸与申請書を送付しますので、必要事項を記入し、貸与申請書その他必要書類を在学する学校等の窓口にご提出ください。

※必要書類一式は専用の封筒に封入し、提出してください。

貸与決定

貸与決定後に、県より貸与決定通知書を送付します。

借用証書等の提出

貸与決定後、借用証書および誓約書を県から送付しますので、必要事項を記入し、在学する学校等の窓口にご提出ください。

貸付金の貸与

貸与は年2回、上期分（9月）と下期分（1月）に分けて振り込みます。それぞれの貸与額は貸与決定内容に基づいて振り込みますが、高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免を新たに受ける場合や減免区分が第Ⅰ区分より変更があった場合には、貸与額が変わる可能性があります。

(2) 貸与申請手続きに必要な書類

事前申請・貸与申請に必要な書類

- ① **滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与申請書**
・ P7の記入要領および P8の記入例を確認のうえ記入すること
- ② **連帯保証人2名の印鑑登録証明書**
・ 発行後3か月以内のものに限る。
- ③ **申請者本人の住民票記載事項証明書**
・ 発行後3か月以内のものに限る。
- ④ **申請者本人の在学証明書**
・ 令和6年4月以降のものに限る。
- ⑤ **(新規申請者のみ)**
家計支持者の令和4年1月～12月分にかかる所得証明書
・ 所得金額が記載された証明書であること。
※世帯で最も収入がある方の証明書を提出すること。
- ⑥ **(新規申請者のみ)**
振込先口座に指定する通帳見開きページの写し等
・ 支店名、預金種目、口座名義、口座番号等が確認できるものを添付すること。
※ネット銀行の口座を指定する場合は、上記口座情報が全て記載されたWEBサイトページ等を印刷し添付してください。

借用証書等の提出時に必要な書類

- ⑦ **授業料資金借用証書**
- ⑧ **誓約書**

※③～⑥の書類は、事前申請時にしがネット受付サービスにて画像添付が必要です。①～⑧のすべての必要書類は貸与申請時に原本の提出が必要となります。

※①～⑧のほか、必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。

<振込先口座として指定する口座について>

- ・ 申請者本人名義の口座に限ります。
- ・ 口座科目は、普通預金、総合預金または当座預金に限ります。
(貯蓄預金・定期預金の口座を指定することはできません。)
- ・ 銀行に指定の口座がない場合は、申請者本人名義の口座を開設してください。
- ・ 同一養成課程在学中は、原則として振込先の口座の変更は行えません。
ただし、婚姻などによる氏名変更、銀行の統廃合などにより振込先の口座に変更を行う必要がある場合は、県までご連絡ください。

貸与申請書 記入要領

- 貸与申請書は事前申請後、**県から直接送付**いたします。
- 送付する貸与申請書には、事前申請の際に入力いただいた内容が記載されています。
- もし記載されている内容について修正があれば、**修正箇所に二重線を引き、訂正印を押して、空いているところに書き直してください。**
- 事情により、事前申請（しがネット受付サービス）ができない場合は、県の公式ホームページより申請書様式をダウンロードし印刷のうえ、以下の留意事項や記入例をよくご確認のうえ、必要事項を記入してください。（記入後は、在学する学校等の窓口に提出してください。）

(1) 記入にあたっての注意事項

- ・黒または青の万年筆またはボールペンで、丁寧に楷書で記入してください。（フリクション等いわゆる擦ると消えるペンは不可。）
- ・記入を誤ったときは、誤った部分に二重線を引き訂正印を押してください。

(2) 記入内容

ア) 「課程」欄

- ・該当するコード番号を次の表から選んで記入してください。

コード番号	課 程
3	看護師 3年課程 全日制
9	歯科衛生士

イ) 「氏名」欄

- ・フリガナは、左詰めで1マスに1字ずつ記入してください。（濁点は1字として取り扱ってください。）
- ・フリガナは、姓と名の間に1マス開けてください。

ウ) 「性別」欄

- ・該当する方を○で囲んでください。

エ) 「生年月日」「入学年月」「卒業(見込)年月」年月欄

- ・それぞれ西暦で記入してください。

オ) 「貸与希望月額」欄

- ・該当する資金、課程の貸与月額を記入してください。（貸与月額は1ページを参照してください。）

カ) 「申請者」「連帯保証人」欄

- ・それぞれの欄は、必ず本人の自筆により記入してください。
- ・連帯保証人の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押印してください。

(3) 添付書類等

- ・連帯保証人の印鑑登録証明書は、貸与申請書の右肩の裏側にホッチキスで留めてください。

滋賀県立看護師等養成所授業料資金 貸与申請書

資金	課程	修学生番号 (※継続申請者のみ記入してください)	「資金」「課程」「修学生番号」は記入不要です。	新規・継続の別 1 新規 2 継続
----	----	-----------------------------	-------------------------	----------------------

氏名	(姓)	シカ	(名)	ハナコ	性別	女	生年月日	元号	年	月	日		
	カタカナ	シカ	ハナコ				平成	1	5	0	5	0	1
	漢字	滋賀	花子										

・氏名は左詰めで記入してください。

学年	入学年月	卒業（見込）年月	※貸与希望月額
1	元号 令和 年 06 月 04	元号 令和 年 09 月 03	22050
	から	まで	
	元号 令和 年 07 月 03		

※大学等における修学の支援に関する法律による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第1区分（満額の支援）の者については、貸与月額を18,600円に読み替える。

※該当する項目を○で囲んでください。

※新規申請者のみいずれかを○で囲んでください。

養成施設名	滋賀県立総合保健専門学校	学科名	看護学科	過去に滋賀県から修学資金等の看護職員の確保に係る貸付金の貸与を受けたことの有無	有 無
	滋賀県立看護専門学校		歯科衛生学科		無

滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱の規定により授業料資金の貸与を受けたいので申請します。なお、貸与を受けることとなった上は、卒業後、滋賀県内において看護職員または歯科衛生士の業務に従事することを誓います。

申請日を必ず記入してください。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者	郵便番号	5 2 0 - 8 5 7 7
住所	大津市京町四丁目1番1号	
氏名	滋賀 花子	
電話番号	0 7 7 - 5 2 8 - 3 6 1 1	

連帯保証人	郵便番号	5 2 0 - 8 5 7 7
住所	大津市京町四丁目1番1号	
氏名	滋賀 太郎	
生年月日	1965年3月5日	申請者との続柄 父
電話番号	0 7 7 - 5 2 8 - 3 6 1 1	

- ・シヤチハタは不可です。
- ・連帯保証人の方に押印いただく印鑑は、添付する印鑑登録証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）と同じ印鑑を押印してください。
- ・本人と連帯保証人等と同姓の場合は、印影の異なる印鑑を使用してください。
- ・連帯保証人2名はそれぞれ別住所の者とする。ただしどちらか1名は貸与者と同住所でも構いません。
- ・連帯保証人欄については、必ず連帯保証人が自ら記入してください。（同筆跡と認められる場合は受付できない可能性があります。）

連帯保証人	郵便番号	5 2 0 - 8 5 7 7
住所	守山市守山五丁目4番10号	
氏名	滋賀 次郎	
生年月日	1966年3月4日	申請者との続柄 叔父
電話番号	0 7 7 - 5 7 8 - 9 9 9 9	

口座振替依頼書
(申請者のみ記入してください。)

滋賀県知事

氏名 滋賀 花子

私が滋賀県から受ける授業料資金については、下記の預金口座に振り込みくださるよう依頼します。

銀行名	支店名	支店コード	預金種別	口座番号
滋賀 銀行 信 金	県庁 本店 支店 出張所	160	1 普通預金 2 当座預金	9 9 9 9 9 9 9
口座名義 (カタカナ)	シカ ハナコ			

注 1 連帯保証人の印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。
2 印鑑登録証明書は、提出の前3箇月以内に発行されたものを添付してください。